

1 総論

1. 青森県の外来種リストを作成の概要

経緯及び体制

(経緯)

近年、自然環境の変化や人間活動の拡大に伴い、国外又は国内の他の地域から生物が本来有する移動能力を超えて、人為により意図的・非意図的に導入され、定着した「外来種(外来生物)」の問題が各地で生じています。

国(環境省)の報告によると、既に国内には1,950¹種程度の外来種が侵入・定着しているとされており、平成14年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」においても地域固有の生物多様性に対する危機の一つであるとされています。

本県においても、過去にはタイワンザルやアライグマの生息が報告された経緯があり、近年ではブラックバス類(オオクチバス)やブルーギルなどの魚類、オオハンゴンソウやアレチウリなどの侵入・定着により地域固有の生態系等への影響が問題視されています。

このため国においては、平成16年6月に外来種の飼養等を規制する新たな法律²を公布し、平成17年6月1日に施行しています。また、地域では駆除作業を始めとした、外来種の影響を低減させる取組みも行われています。

一般に外来種に対する取組みとしては、**侵入の予防、早期発見、定着した種の駆除(影響緩和)**が有効であるとされています。そのためには、現況での定着状況や今後の影響予測等を把握しておく必要があります。よって、県は本県に導入された**外来種(外来生物)についてリスト(外来種リスト)**を作成し、本県における外来種問題の実態の把握と対策の基礎資料とすることとしました。

1 「我が国の移入種(外来種リスト)」平成14年5月公表

環境省 野生生物保護対策検討会移入種問題分科会

2 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」平成17年6月施行
外来生物のうち、我が国の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「**特定外来生物**」として政令で指定し、その飼養や輸入等について必要な規制を行うとともに、必要に応じて防除を実施する。平成18年3月現在、特定外来生物は80種類が指定されています。

(注) これまでは「外来種」や「移入種」といった言葉が併用されていたが、平成15年12月の国の中央環境審議会の答申により、生物学用語との整合性から「外来種」に統一されることとなった。よって本リスト作成にあたっては、国の方針に準じて「外来種」を用いる。なお、ここでの外来種には、国外から人為により導入された生物(国外移動)のほかに、国内のある地域から他の地域へ導入された生物(国内移動)も含まれる。

(体制)

青森県外来種対策学術調査検討会

【会長】

細井幸兵衛

【植物分科会】

木村 啓 根市 益三 細井幸兵衛(維管束植物)

柿崎 敬一(地衣類、蘚苔類)

原田 幸雄(菌類)

【脊椎動物分科会】

小原 良孝 向山 満(哺乳類)

小山 信行 阿部 誠一(鳥類)

奈良 典明(爬虫類、両生類)

佐原 雄二(汽水・淡水魚類)

【無脊椎動物分科会】

山田 雅輝 奈良岡弘治 室谷 洋司 山内 智(昆虫類)

大高 明史 大八木 昭(昆虫類以外の無脊椎動物)

○青森県外来種リスト選定協力者

平井 正和(淡水藻類)

対象分野

維管束植物

蘚苔類

淡水藻類

地衣類

菌類

哺乳類

鳥類

爬虫類、両生類

汽水・淡水魚類

昆虫類

昆虫類以外の無脊椎動物

2. カテゴリー定義

国が作成した「移入種（外来種）への対応方針について」（2002）や青森県レッドデータブック（2000）などを参考に、1）より分かりやすい表現であること，2）本県の地理的条件等を考慮して区分し、種（亜種及びそれ以下の分類群を含む。以下同じ）の選定を下記の要件に照らし合わせて行いました。

カテゴリー定義

区 分	基本概念	要 件	原産地の区分	
			国 外	国内の 他地域
侵略的定着 外来種 Aランク	本県に定着して いる外来種	本県に定着している外来種のうち、 生物多様性等への影響が報告され ている又は懸念される種	A f	A d
定着外来種 Bランク		本県に定着している外来種のうち、 上記以外の種	B f	B d
要注意導入 外来種 Cランク	本県に導入され ているが、定着し ていない外来種	本県に導入されているが、定着して いない外来種で、生物多様性等への 影響が報告されている又は懸念さ れる種	C f	C d
導入外来種 Dランク		本県に導入されているが、定着して いない外来種のうち、上記以外の種	D f	D d
警戒外来種 Eランク	本県には導入も 定着もしていな い外来種	他の地域で、生物多様性等への影響 が確認されており、本県に導入・定 着した場合同様の影響を生じるお それが高い種	E f	E d
地域限定 外来種 L pランク	本県内での人為 的導入により生 息地を拡大して いる外来種	在来種だが、自然度の高い県内の他 の地域へ人為的に導入され、地域固 有の生態系等への影響が懸念され ている種	/	L p

f : foreign 外国からの、d : domestic 国内の

用語の定義

本リストでは、外来種等の用語について次のとおり定義しました。

外 来 種 (Alien species)	明治時代 (1868) 以後、生物本来の移動能力を超えて国外または国内の他の地域から県内へ、人為により意図的あるいは非意図的に導入された生物。
定 着 (establishment)	外来種が、新しい生息地で継続的に生存可能な子孫を作ること成功していること。
導 入 (introduction)	外来種を直接・間接を問わずに人為的に、過去あるいは現在の自然分布外へ移動させること。移動には国内での地域と国家間の移動がある。
影 響 (impacts)	外来種による影響の例 1 . 生物多様性への影響 在来種の捕食、 植生破壊等による生態系基盤の破壊、 在来種との競合・駆逐交雑による遺伝子攪乱、 在来生物への病気・寄生虫の媒介 2 . 農林水産業への影響 3 . 人の健康への影響
在 来 種 (Native species)	過去または現在の自然分布域の範囲内に生息している生物

その他補足説明

- 1) 原産地が国外の外来種については、直接、国外から本県に導入されなくても、明治時代以後、国内の他の地域へ導入され、それ以降生息地が拡大し、本県にも侵入・定着したものについては検討対象としました。**(国外から日本へは人為により持ち込まれ、それ以降、国内では自力で移動したのものも検討対象とします。)**
- 2) 動物については個人的なペット (愛玩動物) としての飼養、実験動物及び動物園での利用について、人為による一定の管理下にあることから本リストの検討対象からは外しました。ただし、本県での飼養状況が不透明であり (容易に逸出するおそれがある。など)、一部は自然環境下へ侵入・定着しているおそれのあるものは検討対象としました。なお、室内性の昆虫については、本県の自然環境下で生息できるものは検討対象としました。
- 3) 植物については、園地や家庭菜園、花壇・宅地の庭など人為により一定の管理下で栽培されているものについては検討対象から外しました。なお、栽培されたものでも、人為による管理が行われておらず、種子の飛散等により生育地が拡大するおそれがあるものについては検討対象としました。

3. 選定結果一覧

青森県における外来種として選定された種の内訳及び一覧は次のとおりです。

なお、リスト網掛けの種については、代表的な選定種として 53 種を選定し、後半部に解説を掲載しています。

選定種総括表

原産地 国外		ランク					合 計
分類群		A f	B f	C f	D f	E f	
維管束植物 計		72	242	1	3	0	318
	シダ植物	0	0	0	0	0	0
	種子植物	72	242	1	3	0	318
維管束植物以外 計		0	1	0	0	0	1
	蘚苔類	0	1	0	0	0	1
	淡水藻類	0	0	0	0	0	0
	地衣類	0	0	0	0	0	0
	菌類	0	0	0	0	0	0
脊椎動物 計		6	5	3	1	3	18
	哺乳類	0	0	2	0	1	3
	鳥類	0	2	0	0	0	2
	爬虫類・両生類	1	1	0	0	0	2
	汽水・淡水魚類	5	2	1	1	2	11
無脊椎動物 計		11	49	1	3	2	66
	昆虫類	10	46	1	2	0	59
	昆虫以外の無脊椎動物	1	3	0	1	2	7
総 計		89	297	5	7	5	403

原産地 国内の他の地域

分類群	ランク	A d	B d	C d	D d	E d	L p	合 計
	維管束植物 計		1	10	0	0	0	7
シダ植物		0	0	0	0	0	0	0
種子植物		1	10	0	0	0	7	18
維管束植物以外 計		0	0	0	0	0	0	0
蘚苔類		0	0	0	0	0	0	0
淡水藻類		0	0	0	0	0	0	0
地衣類		0	0	0	0	0	0	0
菌類		0	0	0	0	0	0	0
脊椎動物 計		4	7	2	4	0	2	19
哺乳類		0	0	0	0	0	0	0
鳥類		0	0	0	0	0	0	0
爬虫類・両生類		1	0	1	1	0	0	3
汽水・淡水魚類		3	7	1	3	0	2	16
無脊椎動物 計		4	1	0	0	0	1	6
昆虫類		4	1	0	0	0	1	6
昆虫以外の無脊椎動物		0	0	0	0	0	0	0
総 計		9	18	2	4	0	10	43

選定種一覧

分類群	ランク	A	B	C	D	E	L p	総 計
	青森県外来種リスト		98	315	7	11	5	10

4. 凡 例

1) 構成

本県の外来種について、分野ごとに取りまとめを行い、カテゴリー順に並べられた外来種リストとして掲載しています。そのうち、代表的な 53 種については網掛けで表示し、後半部に別途解説を施しています。

なお、対象の選定は、生態系等に与える影響の有無や日本の侵略的外来種ワースト 100 (日本生態学会)、世界の侵略的外来種ワースト 100 (国際自然保護連合)、外来生物法に係る特定外来生物の指定(第二次指定までの 80 種類)等を勘案して行いました。

2) 代表的な外来種に係る解説文の項目

対象野生生物名：科名・和名・学名を記述しました。

カテゴリー：本県独自の定義により外来種のカテゴリーを記述しました。

原産地と生態：対象種の原産地とその生態について記述しました。

本県への侵入経路と分布状況：本県への侵入経路や県内での分布状況等について記述しました。

影響の概要：生態系等に与える影響の内容について記述しました。

対策：対象種の防除に係る対策を記述しました。

特記事項：上記以外で特に記載すべき点について記述しました。

執筆者名：執筆者名を記載しました。

なお、情報量が少ない等の理由により、記述が不可能なものについては項目を省略したものもあります。

3) 種名と配列

和名及び学名については、主として日本産野生生物目録 1993 (環境庁版) 及び日本産鳥類目録 2001 (日本鳥類学会 改訂第 6 版) を参考とし、最も新しく適切と思われるものを使用しました。

4) 写真について

口絵に使用した写真は、種名及びカテゴリー、写真提供者名について記しています。